

平成29年9月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成29年9月11日(月)午後3時02分から午後5時10分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員 (26人)

会長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	高塚 光春	9番	田中 好道	
	2番	小谷 恵	10番	川上 英章	
	3番	前田 繁昌	11番	江原 宏昭	
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子	
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎	
	7番	尾古 礼隆	14番	岸本 耕二	
	8番	日野 浩一			

推進委員	1番	黒見 憲治	7番	荒松 将志	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	大西 繁	11番	大場 兵輔	
	4番	藤井 元之	12番	加藤 久和	
	5番	林原 春男	13番	野口 稔	
	6番	遠藤 光則	14番	杉谷 幸秀	

- 4 議事録署名委員の決定 (3番 前田 繁昌、5番 岡田 龍男)
- 5 欠席委員(4名)(農委4番 田中 喬、推進8番 岩波 宏承、
推進9番 入江 英之、推進15番 山根 操)
- 6 会務報告(別紙)
- 7 議事日程
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 大山町[羽田井の一部(161地区)]地籍調査事業に係る農地の地目変更
について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計
画について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用
配分計画案について
- 8 報告事項
(1) 賃貸借の解約について
(2) その他

1 2 会議の概要

事務局 そういたしますと、議長のご挨拶から始めてまいりたいと思います。議長、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労さんでございます。9月の農業委員会の定例会をするわけですが、それにあたって一言申し上げたいと思います。

米も大分コンバインがやっとなるっていう形で、梨の方もだいたい半ばを過ぎて8割方終わったかな、というところでございますが、ブロッコリーも一生懸命、定植なり土寄せをされとるということで、皆さん、農作業が非常に忙しい最中に入ったなと思っておりますが、今年は天候に恵まれてですね、非常にスムーズな環境の中で選ばれておるのかな、という感じがしておりますが、この前ですね、8月の盆の最中にですね、集まって西部地区の農業委員長を集めてですね、代表を決めたりということで行ってみますと、新人はだいたい私くらいなもので、あとは経験者の方がほぼございまして、大人しく頑張っておりました。どうも、そうでないみたいなことも大分ありましたけども、一杯酒を飲むと変わってくる部分があるみたいで、まあ、西部地区の代表の集まりがございました。それから8月に入りますとですね、今度は湯梨浜の水明荘のほうで県のやつがございまして、その中でもやはり行ってみますとほぼ皆さん経験者でございまして、だいたい親しくやっておられますけども、大人しく頑張っておったやあなことでございますが、その研修の中で、やっぱり大事な事は農業委員と中間管理機構っていうのが、どれだけ連携を持ってやっていくかってのが研修のテーマでございまして、いかにして農業委員会だけが空回りするのではなくしてですね、やはり農業委員会と中間管理機構とが一緒になってですね、一つのを立ち上げて行くべきことだと研修して思ったわけですし、そういうやあなことを、おいおいにですね、この中でまた研修をしながらですね、うちらちも徐々にですね色々な事を勉強してですね、早い期間のうちにですね、一つの方向性なり、それから自分のやらないけんということですね、理解していただくように進めていきたいと思っておりますので協力の程よろしくお願ひします。以上です。

農委14番委員 議長、ちょっといいですか。

議長 はい。

農委14番委員 県の会長さんは誰がなされた。

議長 ええとね、鳥取の何だったかいな。初めてで覚えておりませんが、鳥取の方が時間掛かって審議した結果で、中々、嫌がっておられたですけどもなされましたので、鳥取の方がなされました。

農委14番委員 はい、解りました。

議長 また、その都度、調べといて下さい。また、伝えたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

番号52番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△-△、譲渡人が〇〇〇〇町△丁目△△-△△、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇◇さん、こちら売買で全体で※万※千※百円と伺っています。番号53番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△外1筆で、譲渡人が〇〇△△△番地、□□□□□さん、譲受人が〇〇市〇〇町〇〇△△△番地、◇◇◇◇◇さん、こちらも売買で10a当たり※※※万円と伺っています。続いて番号54番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△、譲渡人が〇〇△△△番地、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇◇さん、こちらも売買で10a当たり※※万円と伺っています。

いずれも農地法第3条2項各号には該当せず許可の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 現地確認のほう7番。

農委7番委員 7番です。午前中、農委3番委員さん、推進11番委員さん、●●局長、▲▲補佐、5名で確認を行いました。52番の件ですが、芝が作ってあります。きれいに管理がしてありますので全く問題ないと見て帰りました。それから54番ですけども、これは稲が作ってあります。全く農地として問題ないと見て帰っております。

議長 番号53番について、推進委員の11番さん、よろしく願いいたします。

推進11番委員 はい。今、お話がありましたように午前中、局長さんと局長補佐さんと、農委7番さん、農委3番さんと一緒に見て回りました。大変良い状態で農地として使っておられましたので、何ら問題がないと確認いたしました。以上です。

議長 説明がございました。何か質問がございましたら。

(沈黙)

ないようですので、これについて承認の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。多数によって可決いたしました。

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、失礼します。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号10番、こちらは譲借者が〇〇都〇区〇〇〇△丁目△番△△号物産ビル△階の◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆&◆◆◆◆◆株式会社さんが、使用目的としては風力発電所の修繕工事に伴う施設用地として一時転用で3ヶ月間という期間での転用を申請しておられます。土地の表示につきましては、6筆ございます。地権者の方がそれぞれ違いますので1筆ずつ説明させていただきますが、まず〇〇〇〇△△△が転用面積156㎡で、譲貸者が〇〇市〇〇〇△丁目〇〇番〇〇号〇-△△△△号の■ ■ ■ ■ ■さん、そして同じく〇の〇〇〇△△△と△△△、△

農委7番委員 7番です。確認をしまいいりました。水稻収穫後の3ヶ月間ということですので、番号10番の件につきましては何ら問題ないと見て帰りました。

議長 番号11番、農業委員の3番委員さん、お願いいたします。

農委3番委員 はい、失礼いたします。11番の案件でございますけれども、先程、事務局のほうでご説明がありましたとおりですけれども、俗に言う〇〇道路ですけれども、〇〇〇〇線のですね、大山に向かって左側、9号線から隣接した地域ということで、あの辺、◎◎◎◎◎◎◎◎とかですね、◎◎◎◎◎さん、あるいは住宅等が徐々に建っている地域でございます。これはもう農振から外れておりまして2種農地ということでもあります。先程のページにもありますけれども、11ページから13ページの土地利用計画書にも書かれてますように、排水計画等もきちんとしておりまして、周辺農地と改良区、雨水の排水等、それから隣地の住宅等なのです、承諾もいただいているということと伺っております。皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

議長 10番、11番についてご質問がございましたら、ございませんか。

(沈黙)

それでは、ないようですのでこの案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。多数の上、議決いたしました。

議長 議案第3号、非農地証明願いについて、ご説明を事務局、お願いいたします。

事務局 はい。では続いて14ページをお開き下さい。

議案第3号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号24番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△-△△△、申請人が〇〇△△△番地、●●●●●さん、事由は20年以上前から耕作しておらず原野化している、と伺っております。番号25番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△-△△外1筆で、申請人が〇〇△△△番地、●●●●●さん、事由は20年以上前から耕作しておらず原野化しているということです。番号26番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△-△△、申請人が〇〇市〇〇〇△丁目△番△△号、●●●●●さん、事由は20年以上前から耕作しておらず原野化しているとのことです。続いて15ページです。番号27番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△△外1筆で、申請人が〇〇△△番地△、●●●●●さん、事由は20年以上前から耕作しておらず林野化しているとのことです。番号28番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇△△△-△、申請人が〇〇〇△△△番地、●●●●●さん、事由は30年以上前から耕作しておらず原野化しているとのことです。番号29番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇△△△△、申請人は〇〇〇△△△△番地、●●●●●さん、事由は20年以上前から宅地として利用しているとのことです。こちら、16ページから18ページに位置図を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。以上で

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局

失礼します。今回、非農地願いということで、土地の所有者さんから農地でない、ということをお農業委員会さん認めてもらえませんか、というような意味合いで申請が挙がってきているというものでございます。この非農地証明といいますのは、本来ですね、無断転用であつたりとかした場合でも20年以上、無断転用の場合、本来、農業委員会がずっと指導していく立場にございます。民法上の時効に合わせるような形で20年以上十分な農業委員会の指導も仕切れていないような所が今現在、農地性が無いような状態になっている、元々無断で宅地にされていた形跡が基礎等もあるような土地でございますが、登記簿上は畑という地目で残っております。農地台帳にも畑ということで登載がされております。これについては人為的な改廃につきましては20年以上経過していれば非農地証明願いというものを出せるというようなことがございまして、今回これを受理して農業委員さんの方で現地確認をしていただいて、先程の説明があつたというような状況でございます。

議長 理解してもらったでしょうか。

推進13番委員 (頷きあり)

議長 その他、ありますか。

(沈黙)

なければ、議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。全員賛成で可決されました。

議長 それでは議案第4号について、大山町〔羽田井の一部(161地区)〕地籍調査事業に係る農地の地目変更について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。19ページをご覧ください。

議案第4号、大山町〔羽田井の一部(161地区)〕地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり、大山町長から照会があつたので意見を求めます。

こちら、この議案のA3右半分のとおり、大山町長名で農業委員会のほうに照会があつたものですが、この地籍調査は境界や面積を確定するのに併せて地目を現況どおりに修正する目的も兼ねております。この照会は現況に合わせた現況に修正する中で、以前の地目が田・畑の農地だったものを農地以外の地目に変更することになるため、こちらの農業委員会の意見を求めているものです。つきましては、照会のあつた農地の現況を担当地区の農業委員さん、推進委員さんにご確認いただきまして農地以外の地目の変更が妥当なのかどうか審議をいただくこととなります。20ページ以降に町の地籍調査課の方から、うちの農業委員会に届きました一覧表を全て付けております。そして24ページ、25ページには位置図を添付しておりますが、こちら20ページをはぐっていただきますと、ちょっと見難いんですが、すごく縦長になってしまいますが、1

と考えます。以上です。

議長 今、説明がございましたがご質問がございましたら。

推進13番委員 すみません。13番ですが。

議長 はい。

推進13番委員 勉強してからちょっと質問せい、って言われかねんような質問ですが、28ページ29ページで、××××さんと××××さん、これは親子だと思っ
んで、こがなんを設定せないけんという何か理由がある。

議長 はい。利用権設定は親子だろうが兄弟だろうが可能です、貸し借りすることは。親子間で貸し借りをされる一番大きな、たくさんある理由としては農業者年金絡みのものがございます。経営移譲年金、若い人に農地等全て経営を譲るということで、年金をもらえる場合には経営移譲、農地も全て若い方に耕作権を渡すということが必要になりますので、そういう部分で親子間の貸借というものが発生したりするような場面が結構ございます。

推進13番委員 解りました。

議長 理解していただいたと思います。結構出てきますので、覚えておいて下さい。その他、他にございますか。

農委3番委員 すみません。

議長 はい、農委3番さん。

農委3番委員 3番です。これは記録からカットしていただいて良いと思いますけども、29ページ30ページの653番の案件ですけども、利用権の設定される者の住所がミスプリだと思いますが、〇〇と〇〇〇になつとりますが。

事務局 議長、良いでしょうか。

議長 どうぞ。

事務局 すみません。今のご質問は29ページ一番下の653番の利用権の設定する者が〇〇町の〇〇〇の□□□さんになっていると。で、次の続きのはずの30ページの上の653の□□□さんの住所が今度は〇〇になっていると。どちらが正しいかということだと思えます。少しお時間をいただいて、ご返答をさせていただきたいと。今、この場ではちょっと判断出来ません。ただ、審査をする場合、〇〇でも通作距離は十分可能ですんで。

農委3番委員 いやいや、そういうことでなくて。

事務局 どちらの住所が正しいかというのは、今すぐには判明しませんので、この定例会終了までには確認したいと思えますがよろしいでしょうか。

議長 終了するまでに、調べてくるという事務局の説明ですが。良いでしょうか。

それではですね、番号の645番と652番を除いてですね、全体の方の賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。皆、賛成でございます。賛成多数で承認いたしました。

ざいます。

(農業9番委員、入室)

(農林水産課課長、農林水産課課長補佐、着席)

議長 報告事項について、連絡いたします。(1) 賃貸借の解約について、これについては確認をして見ておいて下さい。解約ですので見てやっておいて下さい。

事務局 議長、よろしいですか。先程の利用権設定の住所、どちらが正しいかというぶんですが、29ページ30ページの、□□□さん、利用権を設定する者の住所は〇〇市のほうが正しいということでございます。〇〇市にお住まいの□□□さんが町内の◇◇さんのほうに農地を貸される案件ということで、29ページ653番の住所を〇〇市〇〇町△△△-△に訂正をお願いします。

議長 良いでしょうかいね。解りましたでしょうか。

なら、その他のほうに入らせていただきます。

営農会議の報告について、ちょっと岸本さんに説明をお願いしたいと思えます。

農委14番委員 【その他】

・営農協議会報告(農業分野での外国人労働者特区)について。

農林水産課課長

【その他】

・営農協議会報告(農業分野での外国人労働者特区)について。

(農林水産課課長、農林水産課課長補佐、退席)

議長 では、その他に入りますので事務局お願いします。

事務局 日程をお願いします。

議長 それでは、まず10月の定例会についてですが、日程が10月の10日、火曜日、午後3時から、〇〇、ここですな。

農委14番委員 わし、10日はいけんわ。

議長 他の人はどうですかいな。

農委14番委員 10日はね、行政懇談会。

議長 別に10日に拘る必要はないですけども。11日にするとか。

農委14番委員 なら、私が欠席すればいいですけ。

議長 会長代理さんがおらんと、俺が失敗すりゃいけんけ、ちゃんとおってごしないけんが。

どうですかいな。もし1人だけだったら・・・

農委14番委員 やって下さい、10日に。

議長 皆さん、どうですかな。他の方は。なら10日でもいいですかいな。良いという人、皆さん、全員ですから。推進委員も含めてですね、10日で良い人は手

(沈黙)

以上をもちまして、今回の農業委員会の会議を終了させていただきます。どうも、ご苦労さんでございました。